

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

所管課（室）名

○情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

総務文書課
警察本部

○長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

障害福祉課

こども未来課

こども家庭課

○長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例

観光振興課

○長崎県海域管理条例の一部を改正する条例

監理課

○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

建築課

○長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

交通局

条 例

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第41号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(長崎県行政手続条例の一部改正)

第1条 長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第15条 略	第15条 略
2 略	2 略
3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること</u> によって行うことができる。 <u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面	

をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2~4 略

（続行期日の指定）

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

（遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例の一部改正）

第2条 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（海水浴場開設者の事故防止措置）</p> <p>第6条 第3条第1項の規定による届出又は前条の規定による通知をした者（以下「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は当該通知に係る海水浴場における水難事故の防止及び人命救助を図るために、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 遊泳場の遵守事項について、海水浴場内の見やすい場所への看板の掲示その他の適切な方法により周知し、又は放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（プレジャーボート提供業者等の事故防止措置）</p>	<p>（海水浴場開設者の事故防止措置）</p> <p>第6条 第3条第1項の規定による届出又は前条の規定による通知をした者（以下「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は当該通知に係る海水浴場における水難事故の防止及び人命救助を図るために、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 海水浴場内の見やすい場所に遊泳場の遵守事項を記載した看板を掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>（プレジャーボート提供業者等の事故防止措置）</p>

<p>第13条 第11条第1項の規定による届出又は前条第2項の規定による通知をしたプレジャーボート提供業を行う者（以下「プレジャーボート提供業者」という。）及びマリーナ業を行う者（以下「マリーナ業者」という。）は、水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 第15条に規定するプレジャーボート利用上の遵守事項について、事業所の見やすい場所への看板の掲示その他の適切な方法により周知し、これをプレジャーボート利用者（プレジャーボート提供業者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者又はマリーナ業者が係留し、若しくは保管するプレジャーボートを航行させる者をいう。以下同じ。）に遵守させること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～5 略 (潜水案内業者の事故防止措置)</p>	<p>第13条 第11条第1項の規定による届出又は前条第2項の規定による通知をしたプレジャーボート提供業を行う者（以下「プレジャーボート提供業者」という。）及びマリーナ業を行う者（以下「マリーナ業者」という。）は、水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 事業所の見やすい場所に第15条に規定するプレジャーボート利用上の遵守事項を記載した看板を掲示し、これをプレジャーボート利用者（プレジャーボート提供業者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者又はマリーナ業者が係留し、若しくは保管するプレジャーボートを航行させる者をいう。以下同じ。）に遵守させること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～5 略 (潜水案内業者の事故防止措置)</p>
<p>第14条 略</p> <p>2 ガイドダイバーの案内で潜水者を潜水させるときは、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 潜水上の遵守事項について、潜水者を案内する船舶又は事業場の見やすい場所への看板の掲示その他の適切な方法により周知し、これを潜水者に遵守させること。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第14条 略</p> <p>2 ガイドダイバーの案内で潜水者を潜水させるときは、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 事業場又は潜水者を案内する船舶の見やすい場所に潛水上の遵守事項を記載した看板を掲示し、これを潜水者に遵守させること。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の長崎県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第42号

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（健康管理）</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定</p>	<p>（健康管理）</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康</p>

する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。) が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

略	略
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 略

診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

略

3 略

(長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(健康管理) 第29条 略 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。) が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	(健康管理) 第29条 略 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
略	略
乳児又は幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3 略	3 略
(虐待等の禁止) 第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
2 略	2 略

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第10条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に	(虐待等の禁止) 第10条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な

有害な影響を与える行為をしてはならない。

(入所者等の健康診断)

第14条 略

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

略

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
-----------------------------	--------------------------------------

3 略

(職員配置)

第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 略

影響を与える行為をしてはならない。

(入所者等の健康診断)

第14条 略

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

略

3 略

(職員配置)

第27条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 略

（長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（虐待等の禁止）</u>	
<u>第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	
<u>（児童福祉施設基準条例の準用）</u>	
第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、 <u>第11条、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>	<u>（児童福祉施設基準条例の準用）</u>
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替える児童福祉施設基準条例の規定
読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える字句	読み替える字句
略	略
	第10条
	入所中の児童
	当該児童
	園児
	当該園児

略 2 略	略 2 略
----------	----------

(長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年長崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第<u>33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第<u>33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第43号

長崎県伊王島リゾート公園条例を廃止する条例

長崎県伊王島リゾート公園条例（平成元年長崎県条例第15号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この条例による廃止前の長崎県伊王島リゾート公園条例第9条及び第10条の規定は、施行日後においても、なおその効力を有する。

長崎県海域管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第44号

長崎県海域管理条例の一部を改正する条例

長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(占用料等の徴収等)</p> <p>第11条 略 2 略</p> <p>3 納付された占用料等は、還付しない。ただし、<u>許可を受けた者がその目的を達することができなかった場合</u>（占用料については、天災その他不可抗力による場合に限る。）<u>は、この限りでない。</u></p>	<p>(占用料等の徴収等)</p> <p>第11条 略 2 略</p> <p>3 納付された占用料等は、還付しない。ただし、<u>天災その他不可抗力により、許可を受けた者がその目的を達することができなかった場合は、この限りでない。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県海域管理条例第11条第3項の規定は、施行日以後に行う土石の採取に対する

許可に係る占用料等について適用し、同日前に行う土石の採取に対する許可に係る占用料等については、なお従前の例による。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第45号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～37の6 略											
37	政令第 の137条の 7	既存建築 物の大規 模の修繕 の規定に 基づく既 存建築物 の大規模 の修繕又 は大規模 の模様替 換に対する 大規模 の敷地と 道路との 関係に関 する規定 建築物の 敷地と道 路との関 係に関する 規定の適 用除外に 係る認定 の申請に 対する審 査		1件	27,000円	37	建築基準 の法施行令 の12第11項 の規定に 基づく既 存建築物 の大規模 の修繕又 は大規模 の模様替 換に対する 既存建築 物の大規 模の修繕 の敷地と 道路との 関係に関 する規定 の適用除 外に係る 認定申請 手数料		1件	27,000円	
37	政令第 の137条の 8	既存建築 物の大規 模の修繕 の規定に 基づく既 存建築物 の大規模 の修繕又 は大規模 の模様替 換に対する 道路内の 建築制限 の適用除 外に係る 認定の申 請手数料		1件	27,000円	37	建築基準 の法施行令 の12第12項 の規定に 基づく既 存建築物 の大規模 の修繕又 は大規模 の模様替 換に対する 既存建築 物の大規 模の修繕 の適用除 外に係る 認定申請 手数料		1件	27,000円	

請に対する審査					る認定の申請に対する審査			
37政令第 の137条の 9第16第2号 の規定に に基づく既 存建築物 の移転に 対する制 限の適用 除外に係 る認定の 申請に対 する審査	既存建築物の移転に対する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件	27,000円	37建築基準 の法施行令 9第137条 の16第2号 の規定に に基づく既 存建築物 の移転に 対する制 限の適用 除外に係 る認定の 申請に対 する審査	既存建築物の移転に対する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件 27,000円
38~77 略					38~77 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第46号

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第1（第9条関係）				別表第1（第9条関係）			
運賃	車種	上限額	下限額	運賃	車種	上限額	下限額
キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	大型車	230円	150円	キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	大型車	210円	140円
	中型車		130円		中型車		120円
	小型車		120円		小型車		100円
	コムьюーター車		100円				
時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	9,980円	6,920円	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	9,130円	6,330円
	中型車		5,840円		中型車		5,350円
	小型車		5,110円		小型車		4,590円
	コムьюーター車		4,560円				

備考

- この表において「大型車」とは車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50以上のものをいい、「小型車」とは車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ、旅客席数33以下のものをいい、「コムьюーター車」とは車両の長さ6メートル未満で、かつ、旅客席数14以下のものをいい、「中型車」とは大型車、小型車及びコムьюーター車以外のものをいう。

2及び3 略

別表第2（第9条関係）

料金	上限額	下限額	料金	上限額	下限額
----	-----	-----	----	-----	-----

備考

- この表において「大型車」とは車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50以上のものをいい、「小型車」とは車両の長さ7メートル以下で、かつ、旅客席数29以下のものをいい、「中型車」とは大型車及び小型車以外のものをいう。

2及び3 略

別表第2（第9条関係）

交替運転者	略			交替運転者	略		
配置料金	時間制料金 (1時間当たり)	3,510円	2,430円	配置料金	時間制料金 (1時間当たり)	3,190円	2,210円
略				略			
備考				備考			
1及び2 略				1 この表において「大型車」とは車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50以上のものをいい、「小型車」とは車両の長さ7メートル以下で、かつ、旅客席数29以下のものをいい、「中型車」とは大型車及び小型車以外のものをいう。			
				2及び3 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行日前に運送の引受を合意した場合の運賃及び料金については、なお従前の例による。

令和7年12月26日 金曜日

長崎県公報

号外

発行者

長崎県尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社クイックプリント
寺田宏弥ト